

宗教に関する個人情報の収集について

1 報告事項	宗教法人の経営予定の墓地等を必要としている者に係る個人情報の収集について (根拠法令：千葉市個人情報保護条例第7条第4項)	
2 個人情報を取り扱う事務を所管する組織の名称	保健福祉局健康部生活衛生課、保健所環境衛生課	
3 個人情報を取り扱う事務の名称及び目的	名 称	墓地等経営許可事務
	目 的	墓地、埋葬等に関する法律第10条の規定による墓地等の経営又は変更の許可に際し、千葉市墓地等の経営の許可等に関する条例第6条の規定に基づき実施する事前協議において、許可基準、審査基準（墓地経営の必要性）に適合しているかを審査するため。
4 個人情報の対象者の範囲	檀信徒で墓地等を必要としている者 (申請者〔宗教法人〕の経営予定の墓地等を必要としている者)	
5 個人情報収集先及び収集する個人情報の項目	収集先	申請者（宗教法人）
	項 目	檀信徒で墓地等を必要としている者の氏名及び住所
6 個人情報収集方法	<pre> graph LR A[申請者 (宗教法人)] -- ① 事前協議書提出 (名簿) --> B[保健所 環境衛生課] B -- ② 情報の収集 (住所・氏名) --> A A -- ③ 進達 --> C[生活衛生課] C -- ④ 本人の同意 --> A B -.-> A </pre>	
7 収集を行う理由	墓地等の経営の許可の審査を行うに当たり、必要不可欠な情報であるため 【考え方】 1 「千葉市墓地等の経営の許可等に関する条例」第8条で墓地等の経営の許可の基準として、「宗教法人が宗教法人法第2条に規定する目的のために行う活動として設置した墓地を経営しようとする場合」と規定しており、その基準に適合していることを判断する。 2 事前協議実施要綱で「宗教法人が新たに墓地を設置する場合に、墓地を必要としている檀信徒数が示されていること」と規定しており、当該墓地の必要数（墳墓数）を算定する。	